

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書  
(自 令和 7 年 5 月 1 日 至 令和 8 年 4 月 30 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 桃花会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 ( ☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり )
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 鹿児島県鹿児島市紫原 5 丁目 6 番 20 号
- (3) 設立認可年月日 令和 3 年 9 月 10 日
- (4) 設立登記年月日 令和 3 年 9 月 13 日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

| 種 類 | 施設の名称    | 施設の医療機関<br>コード | 開 設 場 所                     | 許可病床数  |
|-----|----------|----------------|-----------------------------|--------|
| 診療所 | ませだ耳鼻咽喉科 | 4610128045     | 鹿児島県鹿児島市紫原<br>5 丁目 6 番 20 号 | 一般病床 床 |

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 7 年 6 月 19 日 第 4 期決算報告書の承認  
借入金の最高限度の承認  
役員報酬限度額の承認

様式 2

法人名 医療法人 桃花会  
所在地 鹿児島県鹿児島市紫原5丁目6番20号

※医療法人整理番号

財 産 目 録  
(令和8年4月30日現在)

|            |            |
|------------|------------|
| 1. 資 産 額   | 460,214 千円 |
| 2. 負 債 額   | 34,781 千円  |
| 3. 純 資 産 額 | 425,433 千円 |

(内 訳) (単位：千円)

| 区 分               | 金 額     |
|-------------------|---------|
| A 流 動 資 産         | 104,250 |
| B 固 定 資 産         | 355,964 |
| C 資 産 合 計 (A + B) | 460,214 |
| D 負 債 合 計         | 34,781  |
| E 純 資 産 (C - D)   | 425,433 |

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))  
建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 3 - 3

法人名 医療法人 桃花会  
所在地 鹿児島県鹿児島市紫原5丁目6番20号

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表  
(令和8年4月30日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部       |         | 負 債 の 部             |         |
|---------------|---------|---------------------|---------|
| 科 目           | 金 額     | 科 目                 | 金 額     |
| I 流 動 資 産     | 104,250 | I 流 動 負 債           | 34,205  |
| II 固 定 資 産    | 355,964 | II 固 定 負 債          | 576     |
| 1 有 形 固 定 資 産 | 202,425 | 負 債 合 計             | 34,781  |
| 2 無 形 固 定 資 産 | 1,736   | 純 資 産 の 部           |         |
| 3 そ の 他 の 資 産 | 151,803 | 科 目                 | 金 額     |
|               |         | I 資 本 剰 余 金         |         |
|               |         | II 利 益 剰 余 金        | 424,433 |
|               |         | 1 代 替 基 金           |         |
|               |         | 2 その他利益剰余金          | 424,433 |
|               |         | III 評 価 ・ 換 算 差 額 等 |         |
|               |         | IV 基 金              | 1,000   |
|               |         | 純 資 産 合 計           | 425,433 |
| 資 産 合 計       | 460,214 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計     | 460,214 |

法人名 医療法人 桃花会  
所在地 鹿児島県鹿児島市紫原5丁目6番20号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書  
(自 令和7年5月1日 至 令和8年4月30日)

(単位：千円)

| 科 目        | 金 額     |
|------------|---------|
| I 事業損益     |         |
| A 本来業務事業損益 |         |
| 1 事業収益     | 323,443 |
| 2 事業費用     | 259,202 |
| 本来業務事業利益   | 64,241  |
| B 附帯業務事業損益 |         |
| 1 事業収益     |         |
| 2 事業費用     |         |
| 附帯業務事業利益   |         |
| 事業利益       | 64,241  |
| II 事業外収益   | 4,424   |
| III 事業外費用  | 1,623   |
| 経常利益       | 67,042  |
| IV 特別利益    |         |
| V 特別損失     |         |
| 税引前当期純利益   | 67,042  |
| 法人税等       | 17,979  |
| 当期純利益      | 49,063  |

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

法人名 医療法人 桃花会  
所在地 鹿児島県鹿児島市紫原5丁目6番20号

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

| 種類   | 名称 | 所在地 | 総資産額<br>(千円) | 事業の内容 | 関係事業者<br>との関係 | 取引の内容 | 取引金額<br>(千円) | 科目 | 期末残高<br>(千円) |
|------|----|-----|--------------|-------|---------------|-------|--------------|----|--------------|
| 該当なし |    |     |              |       |               |       |              |    |              |

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

| 種類   | 氏名 | 職業 | 関係事業者<br>との関係 | 取引の内容 | 取引金額<br>(千円) | 科目 | 期末残高<br>(千円) |
|------|----|----|---------------|-------|--------------|----|--------------|
| 該当なし |    |    |               |       |              |    |              |

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 桃花会

理事長 問世田 佳子 殿

私は、医療法人桃花会の第5期会計年度（令和7年5月1日から令和8年4月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和8年6月18日

医療法人 桃花会

監事 前田 大介